

転入・転居した人へ

住民基本台帳カード・マイナンバーカードの 記載事項変更はしましたか

記載事項変更届と継続利用の手続きを
すると、引き続き使用できます。

●届出期間

◆市外からの転入届の場合
転入届をした日から90日以内

※届出期間を過ぎると、カードは使
用できなくなります。マイナン
バーカードを再発行する場合、手
料がかかります。

◆市内転居届の場合
期限無し

●受付時間

◆月～金曜日 午前8
時半～午後5時◆第2・4土曜
日 午前9時半～午後0時半

※コミュニケーションセンターでは受け付
けできません。

●必要なもの

◆本人の場合

◇住民基本台帳カード（住基
カード）またはマイナンバー
カード◆暗証番号※1

◆同世帯の人の場合

◇住基カードまたはマイナン
バーカード◆暗証番号※1◆届
出人の本人確認書類◆署名用
電子証明の機能をつけたい場
合は照会書※2

◆同世帯以外の人の場合

◇住基カードまたはマイナン
バーカード◆暗証番号※1（封
筒に入れ封をしたもの）◆届出
人の本人確認書類◆委任状◆署
名用電子証明の機能をつけたい
場合は照会書※2

※1 暗証番号が分からない場合は、
再設定できます。本人以外の場合
は、事前に問い合わせてください。
※2 総合窓口センターから送付す
るので事前に連絡してください。

マイナンバー通知カードの記載事項 変更は不要

通知カードは
令和2年に廃止
されたため、記
載事項変更は
不要です。通知
カードに、現在
の氏名と住所の
記載があれば、マイナンバーを証明
する書類として利用できます。



▲通知カード（表面）

●問い合わせ先

総合窓口センター受付・サービ
ス担当 ☎(580)1842

下水道の正しい利用を

下水道は、美しい自然環境を守り、
皆さんが健康で快適な生活を送るた
めに、重要な施設です。

日頃から正しい利用を

下水道は何でも流せるものではあ
りません。日頃から正しく下水道を
使用しなければ、詰まりや破損など
を起こしたり、設備の寿命を縮めた
りします。

簡単な修理でも費用がかかります
ので、次の点には注意してください。

◆排水口から異物を流さない

トイレ・台所・洗面所などの排水
口に、紙おむつ・新聞紙・野菜くず・
油類を流すと管の途中で詰まること
があります。

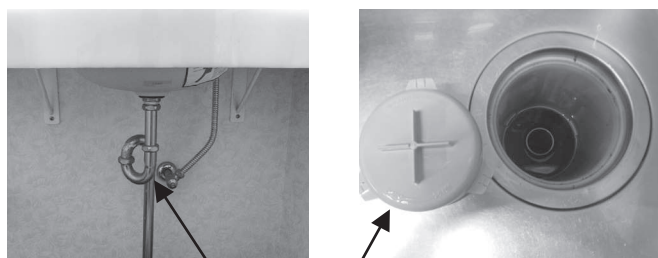
◆ガソリンなどを流さない

揮発性の高いガソリンなどを流す
と爆発の恐れがあり危険です。

◆排水口から臭いがしたら

排水管にはトラップと呼ばれる構
造があります。トラップは悪臭や害
虫の侵入を防ぐため、常に水がたま
る構造になっています。何らかの理
由でトラップに水がたまらなくなる
と悪臭の原因にもなります。

定期的な排水しても悪臭が改善さ
れない場合は、指定工事に相談し
てください。



トラップの例

排水設備の工事は指定工事に

宅地内の下水管（排水管）などを
新設・修繕する場合は、指定工事に
直接相談してください。

指定工事は、料金施設課に問い
合わせるか、市ホームページを確認
してください。

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当
☎(580)1928

